

## 館林市健康寿命延伸プラットフォーム規約

### (設置)

第1条 健康寿命を延ばし、生涯現役のまちを目指すため、健康に関する基盤となる組織として、館林市健康寿命延伸プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 プラットフォームは、次に掲げる事項を審議検討する。

- (1) 健康課題の抽出のための調査・研究に関すること。
- (2) 健康寿命の延伸につながる方策についての調査・研究に関すること。
- (3) 健康づくり施策への提言に関すること。
- (4) 健康情報の発信に関すること。

### (組織)

第3条 プラットフォームは、20人以内で組織し、委員は、市長及び次の各号に掲げる者のうちから市長が推薦する者とする。

- (1) 健康寿命の延伸に関する十分な知識と経験を有する者。
- (2) 医療、食、運動、クアオルト、労働、社会参加等に関する知識を有する者。
- (3) 前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者。

2 委員の任期は、任務が終了した日までとする。

### (役員)

第4条 会長は、市長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、プラットフォームを代表する。
- 3 副会長は、会長の指名する者をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 特別アドバイザーは、会長の指名により置くことができる。

### (会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (専門委員会)

第6条 プラットフォームに専門的テーマを研究するための専門委員会を置くことができる。

### (庶務)

第7条 プラットフォームの庶務は、保健福祉部健康推進課において処理する。

### (委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、プラットフォームの運営について必要な事項は、市長が別に定める。